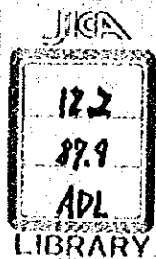


(農林) 51—61

タイ家畜衛生事業実施調査報告書
(抜萃—合意議事録署名検討資料)

昭和51年9月22日～10月16日実施

昭和51年11月



国際協力事業団
農業開発協力部

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 3. 23	122
登録地. 11180	87.9 ADL

	頁
2. 協力の分野	35
3. 協力の目的	37
4. プロジェクト地とカバ ^レ ー地域	38
5. 日本人専門家の派遣	37
6. 協力期間	40
7. 協力隊員	42
8. 研習活動	42

第1章 調査の経緯と目的

1. 協力要請の経緯

家畜衛生の改善は、畜産振興上欠くことのできない要素となっているが、タイ国においては口蹄疫、出血性敗血症、豚コレラ、ニューカッスル病、その他の寄生虫疾病等が発生、流行し、家畜に甚大な被害を及ぼし、畜産振興上多大な障害となっている。

これらの家畜衛生の改善のため、タイ国政府は昭和48年当時から我が国への協力要請を行っていた。その内容とするところは、①家畜衛生センター (*Animal Disease Investigation / Hygiene Centres*) の同国北部 (ランパン) 及び南部 ツンソン への設立、②獣医検診車 (*Mobile Veterinary Clinics Cars*) 10台の供与であり、一方同じ家畜衛生分野の協力として、③口蹄疫ワクチンセンターの設立要請であった。

当初のタイ国計画は、このようにいわゆる経済協力 (無償協力) が中心となるものであったが、いずれの分野においても技術協力が我が国から得られることはタイ国政府は強い期待を示していた。

(2)

このうち、口蹄疫ワクチンセンター設立については昭和48年から無償協力案件として協力準備がなされ、動物用生化学的製剤協会の委員会が技術的な検討を開始し、昭和50年から工事が始められることとなった。

一方、家畜衛生センター及び検診車への我が国の協力は毎年開催される日・タイ合同貿易委員会においても度々討議され、タイ側の期待が大まいことが表明された模様である。

2. 調査開始迄に至る経緯

以上の経緯を踏まえ、昭和51年度には家畜衛生協力実施(計画)調査を実行するための予算要求がなされ、認可されるとともに協力開始のための計画打合費、専門家派遣費及び資料供与費が認められた。

昭和51年度に入り、調査実施のため関係者の間で検討が進められてきたが、最終的には8月26日の関係各省の打合せにおいてその方針が固められた。以下その骨子である。

ア. 調査の方法 すでに述べた経緯を考慮し、調査

は9月中旬に実施し、11月中旬には合意議事録の署名を目途とする。調査は次に述べる目的、調査団の構成(団長、ワクチン製造、家畜防疫、家畜疾病診断及び業務調整の5名)により、タイ国政府関係者との接触、野外調査を進める。

イ. プロジェクト・サイト等……本プロジェクトには、家畜衛生センターでの協力に口蹄疫センター協力を加えて実施することが好ましく、かつ、本局は家畜衛生ケーブ・アドバイザーをおくことについてもタイ側と接触することが討議された。タイ側から北部、南部2カ所の家畜衛生センター協力を要請されていることから、専門家の生活条件を十分考慮のうえ、1カ所に専門家が常駐し、他の1カ所へ巡回指導形式をとることも考えてみること及びプロジェクトのヘッドクォーターをバンコク又はパクチョンの口蹄疫センターにおく方法かどうかという意見も出された。

3. 調査の目的

本実施調査の主要な目的として、次のものがあげられ

(4)

た。

ア、本年中に実施予定のR/D署名に必要なとされる技術的
事項に関する中央政府との討議

イ、タイ国での家畜衛生及びこれを取りまく畜産の実情
と問題点の調査

ウ、家畜衛生協力の基本約計画の策定

エ、同協力実施上の問題点と解決策の提察

オ、その他技術協力に関連した事項の調査

4. 調査団の構成

沢田 実

団長(協力企画)、農林省動
物医薬品検査所豚コレラ予防
液検査室長

千田 英一

団員(家畜防疫)、農林省動
物検疫所企画調整課長

伊沢 久夫

団員(ワクチン製造) 北里
研究所附属家畜衛生研究所長

大森 伸夫

団員(家畜疾病診断) 農林
省畜産局衛生課

(5)

坂田陽偉 団員(業務調整) 国際協力
事業団畜産開発課課長代理

5. タイ政府関係者名簿

(略)

6. 調査日程

昭和57年9月25日～10月16日の25日間

(詳細 — 略)

(6)

第2章 タイ中央政府関係者との交渉経過

1. 畜産振興局での協議(第1回)

(1) 調査団は9月23日午後、畜産振興局長 Dr. Siri を訪ね、調査及び技術協力に関する協議を行った。本協議には日本側から在タイ日本大使館今藤書記官、JICA事務所桑原所長、岩口所員が、タイ側からは動物用生物学的製剤部長 Dr. Udon が同席した。

協議の主な内容は、調査団による調査の実施方法(調査スケジュールの調整を含む。)及びタイ側が我が国に希望している協力の協議等であった。

(2) 調査団から、タイ政府の要請(昭和48年5月30日付け第1268号公信及び昭和51年6月4日付け、第1125号公信)に基づき、中央政府関係者との討議、現地調査を通じて協力に関する基本的な計画を策定することを目的として訪タイした旨述べた。ついでタイ政府の現在もっている協力要請内容をひき出す意味から、調査団は昭和48年当時の要請内容及びこれまで反問している内容を述べた。すなわち、無償協力とし

て南部ツンソン及び北部ランバン2カ所への家畜衛生センターの設立、同センターでの業務として家畜疾病とくに伝染病の診断、地域において経済的損失を与える疾病の調査と防疫の立案及びその実施、家畜衛生技術者の指導、養成訓練、地域畜産関係者への助言と指導及び各種のワクチン製造等があげられる旨を述べさらにこのうち施設の設立についてはタイ側で実施されていることから、残る技術的協力分野が要請されているものと理解していることをあげた。

(3) これに対し Sirci 局長は次の点で調査団と理解の相違があると説明した。

ア. センターの機能は、家畜疾病の診断のほかに一種のワクチンのみならず多数のワクチンを生産して周辺地域に分配するものであること、この発言は、調査団からワクチンに関するタイ側の計画は只血性敗血症が対象となっていると理解しているという問いかけに、局長がセンターの機能の一部としてワクチンを多種類製造したいということを確認するためのものであった。

- イ。一方、無償協力に関して、我が国へ南部及び北部2カ所のセンター施設設立の協力要請をしたが、その間に時間が経過したり、その他該叙の事情からタイ側においてセンター設立にふみきったが、我が国への無償協力の要請が切れた訳ではないこと。すなわち、ワクチン製造がセンター機能の大きい柱と考えていることから、タイ側で用意している施設ではワクチンのマスプロダクションが実施できず、センターに附屬させてワクチン製造棟を設立したく、その協力を日本政府にあおぎたいということであった。
- (4) 局長がワクチン製造をセンター附屬のワクチン製造施設(センターと同規模の60.0㎡の施設を考慮している。)で実施したい意向には次の背景があると説明した。

—現在、タイで使用するワクチンはすべてパクケヨンの製造所(口蹄疫に関するワクチンは口蹄疫研究所、その他の疾病に関するワクチンは動物用生物学的製剤研究所で製造している説明あり。)で製造しているが、十分な製造量でないこと並びにパクケヨンで製

造されたワクチンは一旦、バンコクに集結させたいえ、全国の必要な地域に分配しているので、使用時の品質の問題、輸送が仲々困難であること、時間的なロスがあつて緊急時に送付できないこと等輸送の問題が大きいこと。

——これを解決するには、全国主要な教地点で口蹄疫を除くその他の疾病のワクチンを製造し、製造所周辺地域に配分することが最も合理的であること。

——このため、パクチョンの製造所をメインとし、ソンソン及びランパンをサブ・プロダクション・センターとする計画であること。

- (5) これらの説明を受けた後、調査団としてはワクチンを製造するには沢山の技術者を揃え、検定の問題も残ることからタイ側における準備も容易でないことが考えられる旨述べたところ、現在、ワクチン製造に従事している技術者その他の獣医関係者を配置するとともにパクチョンで研修した大学新卒者をワクチン・プロダクション・センターに送る計画である旨の説明がなされた。

これらのことから、2カ所のセンターへ附属させるワクチン・センターに対する無償経済協力（建物設置・機材の供与への援助）が必要であり、無償協力にコメ

(10)

ントする立場に調査団がないことを説明した際、局長側からは日本政府関係当局へ必ず本件を伝達して貰いたい旨調査団へ要請された。

(6) 家畜衛生センターについては、ノカ所につき270万バーツ（邦貨約4050万円）の資金で南部ツンソンには設立済みであり、北部ランパンは土地の取得、建設業者との契約も済んで1977年には完成する予定であることが附言された。

(7) 口蹄疫ワクチン製造センターの設立協力（日本側の無償協力でバクテヨンの現施設敷地内に大型施設が建設中である。）については、日本の故中村稔治博士を委員長とする委員会、日本関係政府機関及び関係者に多謝したい旨発言された。

(8) 調査団のタイ国内における調査スケジュールについては、予め調査団が作成した英文の *Provisional Itinerary* が示めされるまでは、タイ側としても最終決定はされていなかったが、調査団のスケジュールで可とされた。

なお、地方への調査には、*counter-staff* として

Dr. Udeme 部長 (バクテリオン、ナコンラジマシマ方面) が 9 月 24 ~ 29 まで、Prof. Dr. Chua 畜産振興局次長 又は Dr. Poljana 部長 が 10 月 1 日 ~ 9 日まで南部へ、Mr. Panndat 家畜栄養部職員 が 10 月 11 ~ 12 日までコンケン地方へ同行することが決定された。

(9) 要請書にある家畜衛生センターの英文名称が *Animal Disease Investigation/Hygiene Centre* と長いので、通称の呼称をタイ側ではどのように呼ぶようにしているかという日本側の質問に、局長は、*Diagnostic Laboratory Centre* というプロジェクト名で呼びたいと回答した。

(10) 上述のとおり、ソクケン・センターへの日本側からの無償援助要請はあるとしても、技術協力には強い期待をもっているので、今回の調査がぜひ成功することを祈っているという発言が局長からなされ、肉問切れとなったため、再度 9 月 30 日に局長と協議をもつこととされた。

(12)

2. 畜産振興局での協議（第2回）

第1回の畜産振興局長との協議に引き継いで9月24日、畜産局長の一部（沢田局長及び藤田局長）は詳細打合せのため、Prof. Dr. Chua 次長 Dr. Udom 部長及び Dr. Tolaporn 部長を訪ね技術協力の方法論を討議した。

ア. 同局は合意議事録（R/D）による技術協力の経験に乏しく、R/D協力は口蹄疫センターの無償協力の場合の交換公文と同様なものであると考えていたので、畜産局長からR/Dによる協力を説明した。

イ. これまでの関係者との話し合いのなかで、現在計画されている家畜衛生センターの真の担当部署が畜産振興局の何部であるか未決定である印象を受けていたので、この点について問い合わせたところ、Research and Education Division（研究、教育部）に属し、業務上 Animal Disease Control Division（防疫部）が共帯するものと説明された。

ウ. 家畜衛生センターと口蹄疫センターの合同プロジェクトに関し、タイ側関係者の意見を聴いたところ、別

個のプロジェクトであつて(即ち、経済協力と技術協力)同一の局(畜産振興局)が扱うものの異なる局の所管であるため、個々に扱われるのであろうかという意見も出たが、結論として *Animal Health Improvement Programme* という1本の傘のもとで両プロジェクトが扱われれば協力の効果も高められ、取扱いも好都合であろうとされた。

エ、タイ側は、家畜衛生センタープロジェクトのほかは去年から“水牛の人工授精”プロジェクトを纏む計画であるところから、日本から研究者を派遣して貰いたい旨の要請があつた。これに対し、調査団員から石本での水牛専門家は数が少なく、派遣にも困難が伴うことも想像される旨説明したところ、タイ側としては水牛 *Expert* として指導して貰うことよりも牛の分野で立派な研究をなしている専門家が日本に沢山おられ、同様な分野での指導を受けるとともに水牛そのものに関してタイ側との共同研究として共に歩みたいという発言がなされた。

オ、協カプロジェクトが1976年度内発足の場合を考

(14)

慮し、タイ側における予算の経過を調査団から聴したところ、次のような説明がなされた。

タイの予算年度は、10月～9月であるため、通常のベースとして、12月か1月には原局が予算要求資料を予算局に送付しなければならない。4月に至って予算局から原局に対して計画の説明を求める。6月に予算局は査定し、つづいて国会へ提出するが、予算局やDTECも特別予算枠をもっているので、これが使用を許されることもあり、調査団がDTECを表敬する際にもあたってみることにした。

3. DTECでの協議

- (1) 7月24日午後、調査団のうち沢田団長及び藤田団長はDTECを表敬訪問するとともに技術協力について協議した。日本側からは事業団桑原所長、岩口所長が、タイ側からはXujali局長、Wanchai次長、Priga 部長、及びThawal コロンボ課長が同席した。

- (2) 席上、調査団から調査の目的が政府関係者との討議、現地調査を通じて新しい技術協力プロジェクトの基本構想の策定にあることを説明するとともに現地調査スケジュール等の紹介を行った。
- (3) これに対して、D.T.E.C側からは当初タイ側が日本へ協力要請したのは施設の設立と機材供与であり、先づ無償協力について言及して貰いたかったとの発言がなされた。すなわち、我方が技術協力で調査を実施するのは本論から云えば筋が違うのであって、要請書通りから読めば無償協力案件で回答されることが望しい旨説明されたが、日本側からは要請当時から3カ年が経過し、口蹄疫ワクチン製造センターにおいて無償協力が開始されたこと及び家畜衛生センターはタイ側で設立中であること等をあげ、討議した。
- (4) 調査団からは、前述の発言を受けて技術協力で協力を反りに開始するとすれば、元々の要請が無償案件であるため、タイ側にとって問題があるか否かを質問したところ、これについては技術協力への乗り替えの形となつてもタイ側には問題にすべきところはないとの

(16)

DTEC局長の言があった。

- (5) 一方、調査団としては、仮り12年内 R/D署名となった場合、タイ側のカウンター・パート・ファンドはどのようになるであろうかと質問したところ、予算については、R/D署名をもって新プロジェクトとするのであり、心配には及ばない由の発言がDTECからなされた。
- (6) 今回の野外調査のうち、南部ツンソン地方にはDTECからも祭宮を派遣し、調査に合流したいこと及び本技術協力調査が成功裡に終了することを祈っていることがDTECからのべられた。
- (7) 調査団としては、畜産振興局との協議をさらに進め野外調査を終えた段階で Preliminary Report をおいてゆくが、一方10月14日に再度、DTEC、畜産振興局及び調査団を含めた日本側関係者との協議がもたれることとなった。

4. 畜産振興局での協議(第3回)

- (1) 第1回の Dr. Sini 局長との打合せが時間切れになったこともあり、又、前述のとおり同局次長や部長との下打合が一通り終了したことから畜産振興局長との第2回協議が同局において7月30日の午前中に開催された。

協議への参加者は、畜産振興局から Dr. Sini 局長、Dr. Udom 部長、DTEC から Thawal コロンボ計画課長、日本側から今藤書記官、岩口所長及び調査団であった。

- (2) 席上、調査団から前述の DTEC との打合せ結果を局長に説明し、局長はこれを知った。次いで、技術協力で今後の計画を進めるとすれば、タイ側の具体的な計画案を聞きたい旨述べたところ、現時点ではその具体案は示されなかったが、技術協力が円滑に進むため今回の調査に期待しており、必要な情報提供をするために Prof. Dr. Chua 次長、Dr. Udom 部長及び Dr. Pott 部長、その他関係者を指名し、十分な打合せをして欲しい旨であった。

(2)

(3) 次に、調査団員から個人的な見解として家畜衛生センター及び口蹄疫センターがひとつのプロジェクトを“Animal Health Improvement programme (仮称)”の下で結合されることは家畜衛生協力を進めるうえで、効果的ではないかという意見が出され、Dr. Sini 局長は種々の観点からこれを考慮し、その案に賛成である由発言した。局長の懸念するひとつの理由に口蹄疫センター協力は余りに大きいプロジェクトであり、合同プロジェクトでない方が予算的にみて有利ではないかとみているところがあつた。

(4) 予算に関し、DTECと調査団の協議の際、問題なしとされ、これを両局合同の基上、再確認する意味から、話題にとりあげたところ、DTEC関係者から専門家に対する種々のカウンター・パーツを用意するが、プロジェクトのメンテナンスについては畜産振興局が用意すべきであることがデノスカッスされた。

(5) 次に、野外調査を終了し、調査団の帰国前10月15日に畜産振興局、DTEC及び調査団を含めた日本側と最終協議が実施される：とが決められた。

5. 畜産振興局での協議(第4回)

- (1) 最終協議の前日、10月14日午前及び午後、調査団員の一部は Prof. Dr. Chua 次長、Dr. Udom 部長、Dr. Tosaporn 部長、Dr. Pette 部長を畜産振興局に訪ね、調査団でとりまとめた考え方を報告書をもとめるにあたり、(各局関係者参加の最終協議に基だつて)その骨子を畜産振興局に説明するとともに下打合せした。
- (2) 席上、調査団から調査に対するタイ側の熱心な協力に感謝するとともにプロジェクトの骨子が、家畜衛生センターに関しては、南部ツンソンのみをとりあげる事が、国の意思であるとした。すなわち、タイ側からは南部ツンソン及び北部ランパン2カ所への協力要請があつたが、南部へは新設センターが完備し、あと4~6カ月後には稼働可能であると考えられる一方、北部ランパンのセンターへは予算も土地整備、建物設立のため確保されていて、1977年9月までには完成する計画であることは判っているが、水道等他の関連施設の完成にはさらに1年以上が必要とされる

と思われることから、畜産振興上及び一般生産の面からも関心は深いが、北部への協力は別途考慮することが適当であろうと説明した。これに対してタイ側関係者の意見は、南部地方は口蹄疫フリーの地域であったことからこれまでシンガポール、マレーシア、香港向けに牛、水牛の輸出がなされていたが、その後、水病の発生もあり、香港以外への輸出は禁止されている。日本の協力を得て、口蹄疫をはじめ種々の疫病を防疫し、早急に輸出促進地域としたいため、調査団から南部の方を先ず協力候補地域として考えで貰えたことに感謝の意が表された。一方、北部のセンターへの協力は南部での協力終了後に考慮することで可とされたがタイ側としても同地域は畜産関係施設を集合させる計画であり、我が国の協力がほしいと述べた。

- (3) その際、タイ側が考えている家畜衛生センターの機能と調査団が日本人の目から見たセンターへの機能の果たせ方に多少の差が生じてきたが、タイ側関係者は日本調査団の意見に賛同の意を表した。(参照：調査英文 preliminary Report 3.2及び4.1.4)
- (4) 家畜衛生協力の3本柱として、調査団は、ア、家畜

衛生センター協力、イ、口蹄疫センター協力及び、ウ、畜産振興局協力（家畜衛生アドバイザー）の察を示し、ウについては協力の早い時期に専門家を招くことが困難とみられることから、必要性は十分に認められながらも、報告書に記載することにはやや躊躇の体を示したが、むしろタイ側から必要と考えられるので、Recommendしておいて欲しい旨述べられた。

(5) 専門家の派遣については、一応4名までの長期専門家（場合によっては3名以下となり、一人の専門家が他の専門家の分野をカバーすることがあり得る。）と口蹄疫センター（浮遊細胞培養）と家畜衛生センターの特定分野については短期専門家で対応することを察としてあげ、了解された。

(6) 機材供与については、南部ツンソンの機能を考慮した場合、必要と考えられる主要機材をリストアップしたが、これらは日本側から供与する機材のリストでないことを説明し、一方、タイ側からも同国側において予算要求の機材リストが示され、タイ側で致求しているものが必ずしも機能を十分に果せうるものでな

い慮を強く受けた。

(7) 研修員の変入れについては、一応年間2名のカウンターパートを3～6カ月の期間で我が国に引き受ける案を出したところ、タイ側としては北部のセンターも考慮し、4名は入れて欲しいことを述べ、結局、報告書には人数を書き入れないで *Counterpart* と複数にしておくことぞで解された。一方、口蹄疫ワクチン製造に関しては、すでに5名の研究者が我が国の研究機関に入って研修を受けているが、これらの研修生のほかに専門分野で研修を続けて欲しいこと及び大型機械も供与されることから機械の管理・維持及び研修に關係する技術者 (*Engineer*) の研修を是非とも要請したいという強い依頼がなされた。

(8) 調査団の考える協力期間として、3カ年が二応目途となると思う旨の発言に、タイ側からは異論は取されなかったが、北部の家畜衛生センターへの協力に強い期待が寄せられた。

(9) 畜産振興局長から強い要請のあつたワクチン製造施設への我が国からの無償援助に関しては、調査団は祭

言する立場にないこと、しかしながら強い要請のあつた事実については報告書の中にコメントすることとご了承された。

- (10) 水家畜衛生協力に関する調査団の意見を述べ、これに基づき、又関係者との最終討議により、報告書を残すこととしたが、報告書によって日本政府が拘束されるものでなく、本格的な実施の方針については、近い将来、別の R/D サインチームが案タイし、R/D 署名をもって取極められる由を調査団から説明し、タイ側は積極的な調査に感謝の意を示した。

6. 合同最終討議

(1) 前述5の下打合をふまえて、10月15日、畜産振興局にタイ畜産振興局から Dr. Sirci 局長、Prof. Dr. Chua 次長及び Dr. Udom 部長が、DTEC から Tha-wal コロンボ計画課長、Sulin 担当官が、又、日本側から今擦書記官、岩口所員及び調査団員が参集し、合同の最終討議が進められた。

(2) 調査団から今回の調査に関するタイ側関係者の協力に謝意を表し、調査の結果概略を説明した。その骨子は、上述5の内容に概ね等しいものであるが、次の点について述べられた。

・家畜衛生センターの機能は、科学的な根拠に立脚した診断業務が主たるべきであつて、本業務の一環として調査活動を実施すべきであろう。なお、ワクチンの製造協力は当面考慮しない。

・センター機能の中心が診断となることは当然ながらその結果は防疫に反響されなければならない。

・これらの業務を円滑に推進させるためには野外材料を集めるルートをつけ、畜産関連機関との連携が密

でなければならぬ。又、診断結果は畜産農家ヘフ
イード・バックされなければならない。

- ・ 関係技術者の訓練をセンターにおいて実施するほか、
本センターはこれから設立されるセンターのモデル
となるべきであろう。
- ・ 診断・調査活動に関連した分野の研究も附随的に実
施され、一方、防疫は県や郡の畜産機関 (*Provin-
cial and/or District Livestock Offices*)
が実施する行政的区分があるが、センターはその指
導的立場にたつて参画する必要が野外調査から痛感
され、さらにワクチンの野外での保管状況が不十分
であることから、ワクチンの保管も受け持つ必要が
あると考えられる。
- ・ プロジェクト・サイトはセンターについてはツンソ
ンを探り、ロ蹄疫センターについては当然ながら、
バクチオンとなる。
- ・ このほか、家畜衛生アドバイザーが本局に配置され
大所高所から家畜衛生の改善に協力することが必要
と思われる。

(26)

- ・ 漁業専門家の分野、機材貸与、研修員の受入れ等は前回の下打合と同様な取組とした。
- ・ ソクティン製造線の無償援助に関しては、調査団の報告書に要請がタイ側からなされ、調査団から日本側関係者に伝えることを記録にのこす。
- ・ 以上は、調査団の考え方を示したものであり、これによって日本政府当局が同様に拘束されるものではない。又、事例として、予算の単年度方法をあげた。
- ・ プロジェクトの円滑な促進のため、畜産振興局（地域の機関も含めうる。）センター及び日本人専門家の三者による共同委員会的なものを設立して、定期的に協議する必要がある。

(3) 以上の調査団の考え方に對し、畜産振興局長から次のようなコメントがなされた。

- ・ 調査団のアクティブな調査活動と調査の成果に對して感謝する。
- ・ 同国においては、畜産振興のため諸施策を進めているが、この目的のために現在最も緊急に必要とされることは家畜衛生の改善である。

- ・このため、当面の具体的方法として南部と北部に家畜衛生センターを設立すること及びこれに附属する施設でワクチンを製造することが重要と考えている。(バクテヨンのワクチン製造所での製造→バンコクへの送付→さらに全国への配布の困難さが再度、強調され、日本の援助を強く要望することがのべられた。)
- ・家畜衛生センターの機能として調査団のあげた事項に関連して述べられたものに次のようなことがあった。
 - センターでは、診断機能と防疫が強調されることは、当然であろう。
 - 以前、重要疾病の全国的なサーベイを実施したことがあるが、交通(Transportation)と予算の問題があり、結果的には十分と云えないものであった。この発言は、今後の家畜衛生センターでの調査活動に大きな意味あいをもつものと想定される。すなわち、調査団も地方での関係者との討議において、政府関係当局に十分の敬

の車がないことが、調査・防疫活動の支障となつて、聞かされていた。

— センターは、地域の中心的施設となるべきであつて、その管轄下に獣医クリニック (Veterinary Clinics) が配置される形で、業務が円滑に進められることが望しい。養家からの材料も調査を添付して、センターに提出し、センターはその調査に診断等指導事項を記して、同一のインセルでフィード・バックすべきである。

— 協力の3本柱、①家畜衛生センター、②口蹄疫センター及び③家畜衛生アドバイザー、との関係においては、家畜衛生センターでは口蹄疫は扱わないと調査田はみているが、切繪、ワクチンの製造はパクチヨンの口蹄疫センターで実施するとしても、人材とスペースが許される限り、ある程度の診断も実施されることが望しい。もっとも南部地方では現在、口蹄疫の発生がないことから、実際面では余り問題にならないであろう。

—— 専門家派遣に関しては、調査団の意見として出された専門分野で、本来の意味での *Experts* が派遣されることを望む。又、なるべく同一の分野の人が同時期に派遣されることなく、種々の分野の専門家が同時に派遣されていることを強く望む。(単に外国に来たいからという感じの人は派遣されても余り歓迎されない由の説明もあった。)、これは、ある意味ではタイ国そのものが開発途上国(後進国)でなく、中進国であると言われる如く、かなりのプライドがあること及び実際に技術面においてもかなりのレベルに達しようとしている一面をのぞかせているものと考えられる。

—— 供与機材については、日本製品のもの望ましい。できる限り、外国製のものにはさけて欲しい旨の発言もあった。(この発言は、日本製品の精度を評価するとともに一般的に言って外国製の場合、維持、管理及び修理に困難が伴い易いことを指摘したものと思われる。)

- 我が国での研修には、病理学に重点をおいて、研修生を送りたい。
- 家畜衛生センターの円滑な推進のために関係者による委員会の設置は、調査団の意見のとおりとされた。
- プロジェクトの組織、機構として、東北部のプロジェクトの例をあげて説明がなされたが、これは地域の実情に応じて適宜変更、修正してゆくので、実際面については今後プロジェクトの発足時、日本側とも十分な協議がなされるということであった。
- 日本側調査団のプロジェクトの組み方意見は理解されるとともに、調査団からこれによって日本政府が拘束されるものでないという発言に対して、日本側関係者に同意見が受け入れられることを期待するとともに予算に関してはタイ側においても単年度制度であることから、日本側にも変更があり得ることは当然理解されるという説明がなされた。

第3章 プロジェクト・フォーミュレーション

1. 背景

(1) 家畜衛生サービスは、畜産振興、動物性蛋白質供給策上欠くことのできない基本的なものであり、タイ国においては家畜衛生に際る施設、人材等の不足から家畜疾病による伝染病が発生、流行を繰り返し、家畜資源の保護の面から大きな問題となっている。又、家畜疾病による経済的損失は、生産性の低いこととあわせ、畜産振興上の大きな阻害となっている。

(2) 同国政府畜産振興局(DLD)は、この問題を取りあげ、全国の家畜衛生網の整備改善に努力している。国内の主たる機構としては次のものがあげられる。

・DLDに11部を有し、家畜衛生、生産等の行政及び研究面の事業推進をはかっている。このうち主として家畜衛生事業に関しては、獣医部(Veterinary Service Div.)、防疫部(Animal Disease Control Div.)、研究、教育部(Veterinary Research and Education Div.)及び、生物学的製剤部(Veterinary Biologics Div.)が関与し、

(32)

地方組織として 7 地域畜産局 (Regional Livestock Offices), 25 カ所の獣医クリニック (Veterinary Clinics 又は Diagnostic Laboratories), 71 の県及び 625 の郡の畜産課 (Provincial and District Livestock Offices), 2 カ所の輸入検疫所, 13 カ所の輸出検疫所, 8 カ所の国内検疫所, 22 カ所のチェック・ポイント, 5 カ所の移動防疫班 (Mobile Units), 1 蹄疫研究所 (FMD Laboratory), 生物学製剤研究所 (Veterinary Biologics Laboratory) 及び東北部コンケンに 1 カ所の獣医調査所 (Veterinary Research Section) がある。

- ・以上の既存の機関に加えて, 南部及び北部に家畜衛生センターを設立して, 地域の家畜衛生組織の核とする計画であり, コンケンの獣医調査所も近い将来西ドイツの協力を得て, 家畜衛生センターに昇格する予定であるところから, 当面本センターはバンコクの DLD 研究所を含めて全国 4 カ所に配置されることとなる。このうち, DLD としては南部及び北

部に時に力を入れたい計画である。すなわち、両センターには他の施設では実施しないワクチンの製造機能をも附加する予定である。

- (3) 家畜衛生とくに家畜疾病の現状は大きく二つに大別して考えることができよう。そのひとつとして現在発生認められている伝染病が主として出血性敗血症、口蹄疫、豚コレラ、ニューカッスル病、炭疽、アナプラズマ病、ヒロプラズマ病、ブルセラ病等であり、経済的な大きい被害を及ぼしていることと、他の一方は調査が不十分なために、存在していると考えられる疾病でありながら科学的に診断されずにいる伝染病があり、解明がいそがれること及び内部寄生虫病が放置されたままになっていることであろう。

- (4) ワクチンの製造については、十分な検定制度が確立されていないこと及び一部の関係者では現在の製造量で事足りるとみているが（口蹄疫ワクチンを除く。）、調査田の意見及びタイ側中央政府上層部の考え方は絶対量が不足している点である。さらに、輸入ワクチン

(34)

に関しては、制度上のチェックはなされているが、実態がつかめ得ないのが現実のようである。

- (5) カウンター・パートの確保については、国内の獣医師が十分の人数でない等かなり困難な状態にはあると感ぜられるが、タイ政府関係者の多くは、プロジェクトの発足に伴って技術者の就業が安定してくるとみていることがあげられよう。
- (6) プロジェクト・サイトに関しては、家畜衛生センターを当商全国に3カ所（DLDの研究所を含め、4カ所）に分散させるが、現在東北部コンケン施設が稼働しているのみで、その業務も十分とは考えられない。新施設は南部ツンソンに設立されているが、機材の設置や電気の整備が遅れており、実際の稼働にはさらに4～6か月を要すると思われる。一方、北部ランパンのセンターは1977年7月までに施設が完成するが、水道の整備はさらに1～2年の後と考えられる現状にある。
- (7) 家畜衛生センターには、獣医師5名、獣医師補3名及びワーカー6名が1箇所あたり配置される計画である。

る。

(8) タイ国政府としては、現在 Region No.7 を中心に口蹄疫時別防疫地区を設け、南部地域 Region 8 及び 9 の Disease Free Zone の維持に努力し、Free Zone からの家畜輸出に政策上力を入れている。

(9) 南部ツンソンをタイ側で選定した理由としては次のことがあげられる。①南部地域は口蹄疫フリー地域的重要地であること、②ツンソンが南部地域 Region 8 と 9 の中心地であること、③牛、水牛の分布が南部ではナコン県に集中していること、④ツンソンが交通の分岐点となっており、道年アジアハイウェイの通称地点となり今後の発展が期待されていること、⑤ツンソン県はその発展の過程から、近い将来、ツンソン県に昇格する計画であること。

2. 協力の分野

調査団としては、家畜衛生改善計画として、次の協力事業がとりあげられる可能性があると判断した。

(1) 家畜衛生センター協力

(2) 口蹄疫センター協力

(3) 中央政府 DLD への協力—家畜衛生アドバイザーの派遣

ただし、(1)のセンターへの協力では、タイ側の計画にもかかわらず、ワクチン製造への協力は、現在施設がないこと、むしろバクテヨンのワクチン製造施設の方が早急に強化されるべきと考えること及び我が国からワクチン製造に関する専門家を常時派遣することが必ずしも容易であるとは考えられないこと等の理由から、とりあげないこととした。

口蹄疫ワクチンセンターへの協力分野としては、現在、我が国が無償協力により浮遊細胞培養法による製造量の画期的な拡大を目指し施設の整備を行っていることに鑑み、同培養法の技術的な協力をとりあげることが適当であろうとした。

一方、家畜衛生の改善計画のためには、(1)及び(2)の連携プレーと同時に、中央政府の政策段階から適切な方針が取られるべきで、このため家畜衛生アドバイザーが

DLD に参画して技術行政面で参画する必要性が痛感されるが、プロジェクトの発足と同時に日本側が適切な専門家を派遣し、これに参画することも容易とは考えられず、検討を要する課題と思われる。

3. 協力の目的

家畜衛生改善計画協力事業の目的には、直接的目的と間接的目的の2つが考えられる。

(1) 直接的目的

- 家畜衛生分野で DLD に必要な援助を行うこと。
- 家畜疾病の調査、殊に、ある地域において重要な疾病に対して実施すること。
- 科学的な根拠に基づいて家畜伝染病を診断すること。
- 家畜衛生の普及を含めた防疫の立案に参画すること。
- ワクチンの保管と配布を家畜衛生センターにおいて実施すること。
- 口蹄疫センターでは、口蹄疫ワクチン製造に関する研究に参画すること。

(2) 間接的目的

(38)

- 野外での家畜衛生事情の改善及び畜産の振興へ動物性蛋白質生産増と安定的供給へに寄与すること。
- これによって農家の収入増を図ること。
- 輸入国に家畜伝染病を持ち込むことなしに家畜及び畜産物を輸出促進させるために貢献すること。

4. プロジェクト地とカバー地域

タイ側からこれまで受請されている家畜衛生分野での協力は、口蹄疫センター及び南部・北部2箇所の家畜衛生センターへの援助であるが、調査団としてはプロジェクト地は当面、バクテヨン(ノンサライ)の口蹄疫センターと南部ソンソンの家畜衛生センターであろうと結論づけた。なお、調査の段階においては北部の家畜衛生センターにも深い関心が寄せられたが、施設の整備が通しがかかり先になると考えられたこと及びこのセンターへの協力は南部の協力後に改めて考慮することが可能であることから当面は本センターへの協力は言及しないこととした。

これらのことから、プロジェクトのカバーする地域

(Project Area)としては、口蹄疫に関してはタイ国
 余土及び家畜衛生センターに関しては南詔半島のRegion
 No. 8と9となるものと考えられる。

5. 日本人専門家の派遣

とりあえず口蹄疫及び家畜衛生の両センターへの技術
 協力を考慮した場合、次の分野の専門家が必要と考えら
 れる。

(1) 口蹄疫センター

—浮游培養に関する短期専門家～長期的観点にた
 てば、同培養法の専門家のみならず、口蹄疫ウイ
 ルス関係者の派遣も望まれるところである。

(2) 家畜衛生センター

—日本人専門家団の団長(下記のある専門分野を兼
 任する)

—家畜細菌学専門家

—家畜ウイルス学専門家

—家畜病理学専門家(家畜寄生虫学を含む)

—家畜疾病防疫専門家(疾病調査を中心に血清学及

(40)

び防疫を念む。）

一短期専門家（特定分野）

以上の5名（但し、場合により、人の専門家が他の分野をカバーすることがあり、実際には専門家の人数は5名より下まわることがありうる。）

6. 協力期間

当面、R/Dに規定する日時から3カ年とする。この間に日・タイ両国関係者は協力期間の延長又は北詔家畜衛生センターへの協力着手等について協議することに余地を残しておく。

分野別・相別の協力の基本計画は表一のとおりである。

表 分野別、相互協力基本計画

専門家		相 Ⅰ	相 Ⅱ	相 Ⅲ
細菌		細菌診断	細菌診断と関連研究	
ウイルス		専門家は派遣しないが業務へは協力する	ウイルス診断と関連研究	
病理		剖検を中心とする診断	剖検、病理組織診断、寄生虫及び関連研究	
防疫		疾病調査（血清検査を含む）、防疫及び予防		
短期	FMD	浮遊培養	浮遊培養	/
	センタ	/	特定分野	

7. 機材供与

家畜衛生改善計画の技術協力により、日本側からタイで準備される機材以外のものについてその *fund* の一部を負担する。家畜衛生センター協力の業務を考慮した場合の必要機材を別表にリストアップしたが、タイ側へは別表のリストは必ずしも日本側が負担するものでないことを断つてある。

これらの機材を大別すると、調査診断活動に必要とされる大型、小型検査機器、細菌、ウイルス等の人工培地染色液、薬品（治療薬を含む）、ガラス機器、アンチゲンなどの他に家畜診療車、マイクロバス、乗用車、ソクタン及び検査材料用冷蔵車、消毒車、オートバイ等の車輛並びに当分の間は伝染病予防のためのソクタン類の供与になるものと考えられる。

8. 研修活動

技術協力の効果を高めるために、タイ国関係技術者の我が国での研修は欠くことができない。その分野は、診断、調査、家畜防疫及び研究に大別されよう。

研修の期間は、我が国での受入体制を考慮し、3ヶ月が適当であろうとされた。研修の実効をあげるためには、家畜衛生センターの場合、疫病鑑定と防疫に主眼がおかれるため、我が国での関係機関もこれらの業務に近い機能を有しているところに研修を依頼することの方が適当と考えられる。

(1) 協力活動関連図

以上の協力案をタイ側関係機関との関係において図示すると図一のとおりである。

図一 家畜衛生二次疫計画協力関係図

